

議案第79号

宝塚市市民福祉金条例を廃止する条例の制定について

宝塚市市民福祉金条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年（2017年）9月5日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市市民福祉金条例を廃止する条例

宝塚市市民福祉金条例（昭和45年条例第25号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の宝塚市市民福祉金条例（以下「旧条例」という。）第5条の2の受給権者である者については、施行日から平成31年3月31日までの間、旧条例の規定は、なおその効力を有する。

3 前項の規定により平成30年度分の福祉金を支給する場合における旧条例別表の規定の適用については、同表中「27,000円」とあるのは「13,500円」と、「8,400円」とあるのは「4,200円」と、「42,000円」とあるのは「21,000円」と、「28,200円」とあるのは「14,100円」と、「19,800円」とあるのは「9,900円」と、「14,100円」とあるのは「7,080円」と、「35,400円」とあるのは「17,700円」と、「24,900円」とあるのは「12,480円」と、「17,700円」とあるのは「8,880円」とする。